

「体育経営管理論集」投稿規程

1. 投稿原稿

投稿原稿の種類は、体育経営管理の研究領域における、(1)総説、(2)原著論文、(3)研究資料、(4)実践研究、(5)短報、(6)研究発表報告、(7)書評、(8)その他(海外レポート等)とし、一般に公表されている刊行物に未投稿のものに限ります。原稿の表紙に、原稿の種類を明記して下さい。

なお、日本体育・スポーツ・健康学会及び体育経営管理専門領域が主催及び共催の学会大会等における口頭発表やその資料を充実させ論文の様式及び形式に再構成したもの、研究会、シンポジウム等で発表した内容及び本専門領域が事業として推進している内容を論文の様式及び形式にしたものを投稿することができます。

2. 投稿者の資格

原則として、著者代表は、日本体育・スポーツ・健康学会体育経営管理専門領域の会員及び日本体育・スポーツ経営学会の会員に限ります。ただし、体育経営管理論集編集委員会が依頼したものはこの限りではありません。

3. 著作権

本誌に掲載された記事の著作権は、学術雑誌同様、原則として本会に属します。

4. 原稿の採否

投稿原稿の採否は、体育経営管理論集編集委員会が定める査読委員の審査に基づき、体育経営管理論集編集委員会が決定します。

5. 投稿受付

本誌の発行は、年度末までに発行するものとし、各年度の原稿締め切り日を、日本体育・スポーツ・健康学会大会開催月の翌月末までとします。

6. 原稿の責任

本誌に掲載された記事の内容についての責任は、すべて著者が負うものとします。

7. 原稿の作成

1) 原稿様式

原稿は、総説、原著論文、研究資料、実践研究、その他についてはA4版用紙横書き(全角40字×20行)で40枚以内(図表、引用文献、注等を含みます)とし、短報、書評については、15枚以内(図表、引用文献、注等を含みます)とします。研究発表報告は、所定の様式に則って作成することとします。

2) 表紙

原稿のはじめに、次の事項を記入した表紙をつけて下さい。

①原稿の種類(総説、原著論文、研究資料、実践研究、短報、書評、その他)②和欧文の題目 ③和欧文の著者名④和欧文の所属機関名⑤和欧文の所在地名⑥キーワード(和文、ただし欧文抄録を付ける場合は欧文キーワードを記入すること)⑦著者連絡先(氏名、電話番号、E-mailアドレス)

なお、表紙は原稿枚数に含まれません。

3) 欧文抄録

原稿には、著者が強調したい要点を含め、目的、方法、結果などについて、200~300語に要約した欧文抄録を含めることができます。この場合には、日本語訳も添えて下さい。

なお、日本語訳は原稿枚数には含まれません。

4) 注および文献の引用

本文中の注には、該当する箇所の上肩に、注1)、注2)、注3)のように通し番号を

入れ、巻末に「注」としてまとめて下さい。

また、本文中に文献を引用する場合には、引用箇所のように明記して下さい。

例 1) 柳沢 (1999) によれば

例 2) 「体育事業」 (宇土, 1970) という概念は・・・

例 3) リーダーシップが組織有効性を向上させるという報告 (武隈, 1978; 野崎ほか, 1980)が・・・

例 4) 柳沢(1987, 1997a, 1997b)の一連の調査結果によれば・・・

同一の文献を 2 回以上引用する場合には、文献表にはページ数を記入しないで、本文中にページ数を明記します。

例) 「・・・」 (八代・中村, 2002, pp.12-13) という見解は、

5) 文献リスト

文献リストは、著者名のアルファベット順に巻末に一括して掲載して下さい。

雑誌文献の場合には、著者名 (発行年) 論文名, 雑誌名, 巻数, 号数, ページ数 (最初と最後のページ) の順として下さい。

単行本を引用する場合には、著者名 (発行年) 書名, 出版社, ページ数 (最初と最後のページ) の順に記して下さい。

なお、文献引用及び文献リストに関わるその他の詳細は「投稿の手引き」に従って下さい。

8. 原稿提出先

投稿は、電子投稿に限ります。オリジナル原稿のファイルを添付し下記アドレス (体育経営管理専門領域事務局) 宛に送信してください。

事務局 : taiiku.keiei.kanri@gmail.com

9. その他

この規定に定める事項の他、編集作業上必要な事項は、体育経営管理論集編集委員会で決定します。

10. この規程は、理事会の決議により改正することができます。

付則 この規定は、平成 20 年 9 月 13 日より適用する。

この規定は、平成 21 年 8 月 26 日より適用する。

この規定は、平成 25 年 6 月 15 日より適用する。

この規定は、平成 29 年 2 月 18 日より適用する。

この規定は、令和 2 年 7 月 20 日より適用する。

この規定は、令和 4 年 3 月 16 日より適用する。

この規定は、令和 5 年 3 月 31 日より適用する。

この規程は、令和 6 (2024) 年 5 月 25 日より適用する。

この規程は、令和 6 (2024) 年 8 月 31 日より適用する。